

第23期 第5回
和歌山海区漁業調整委員会
議 事 錄

日 時 : 令和7年12月17日 (水)
午後4時00分から午後5時00分まで

場 所 : 和歌山市雜賀屋町19
和歌山県薬剤師会館4階 大会議室

第 23 期第 5 回和歌山海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 : 令和 7 年 12 月 17 日 (水) 午後 4 時 00 分から

2 場 所 : 和歌山県薬剤師会館 4 階 大会議室
(和歌山市雜賀屋町 19)

3 議 題 :

- (1) 知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について (諮問)
- (2) 和歌山県資源管理方針の変更について (諮問)
- (3) かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について (諮問)
- (4) さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)
- (5) 漁業の許可又は起業の認可の方針の変更について (協議)
- (6) 和共第 1 号共同漁業権漁場区域と小型機船底びき網漁業操業区域が重複している漁場における漁業調整について (協議)
- (7) その他

4 出席者

(委 員)

松村徳夫、田伏英雄、吉田俊久、橘 智史、市川智司、澤田 好史、山本 薫、東 敏之、片谷 匠、堅田隆弘 (議席番号順)

(県)

島村資源管理課長、山内副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、堀木班長、古川主任、小林主査、赤松主査、大槻副主査、内海主任、大橋主査、南主任、井手主任、佐藤技師

(海区委員会事務局)

島村事務局長、山田書記

5 議事内容

(午後4時00分 開会)

山田書記

定刻になりましたので、ただいまから第23期第5回和歌山海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、田嶋委員、藪委員、嶋田委員、山口委員、杉本委員からご欠席の連絡をいただいておりますが、10名の委員にご出席いたしております、過半数に達しておりますので、委員会規程第6条第1項の規定により、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、松村会長からご挨拶をお願いします。

松村会長

皆様こんにちは。第23期第5回の委員会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、年末のお忙しいところ、ご足労いただき、誠にありがとうございます。

さて、早いもので、今年も師走を迎えました。最近の漁模様ですが冬場の主力であるイセエビは近年水揚げが減少傾向であり、今漁期も現在のところ前年比で9割程度であるとのことです。

一方、カツオについては例年なく11月中にハネ釣りでまとまった水揚げがあったようでございます。

しかし年間を通して水産業界全体を見てみると、依然厳しい状況が続いております。

来年はすべての漁業が好漁であることを願います。

さて、本日の議題は、知事からの諮問事項4件、協議事項2件およびその他となっておりますので、よろしくお願いします。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

山田書記

事前にお送りさせていただいた資料としまして、まず、議事次第がございます。

続きまして、右上に資料1と書かれている「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」の資料がございます。以降の本日の資料は全て両面刷りとなってございます。こちらは15ページまでございます。

続きまして、右上に資料2と書かれている「和歌山県資源管理方針の変更について」の資料がございます。こちらは29ページまでございます。

続きまして、資料3と書かれている「かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更につ

いて」の資料がございます。こちらは両面刷りの1枚ものでございます。

続きまして、資料4と書かれている「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」の資料がございます。こちらは4ページまでございます。

続きまして、資料5と書かれている「漁業の許可又は起業の認可の方針の変更」の資料がございます。こちらは8ページまでございます。

続きまして、資料6と書かれている和共第1号共同漁業権漁場区域と小型機船底びき網漁業操業区域が重複している漁場における漁業調整に関する資料がございます。こちらは両面刷りの1枚ものでございます。

また、事前に郵送にて配布はしておりませんでしたが、本日机の上に配布の資料として2種類ございますが、ひとつは「協定書(案)」と一番上に記載されている資料ともう一つは「火光を利用した遊漁の船釣りに関する実態調査について」の資料がございます。

資料は以上ですが、皆様、おそろいでどうか。

それでは、始めさせていただきます。委員会議事運営規程により、会長が議長を務めることとなっておりますので、松村会長よろしくお願ひします。

松村議長

これより、議事に入ります。最初に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

吉田委員、東委員にお願いします。

それでは、第1号議案「知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示について」を上程します。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

大槻副主査

議長。

松村議長

どうぞ。

大槻副主査

知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示につ

いて説明します。

今般、新たに許可を行う機船船びき網漁業のうち稚あゆ機船船びき網漁業について、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めるため、漁業法の規定に基づき、海区漁業調整委員会へ諮問するものです。

新規許可をしようとするときは、和歌山県漁業調整規則、以降「規則」といいます。第11条第1項の規定に基づき、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び申請すべき期間を公示しなければならないこととなっています。

なお、制限措置とは、「漁業種類」、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数」、「推進機関の馬力数」、「操業区域」、「漁業時期」及び「漁業を営む者の資格」のことです。

まず、資料1の2ページから4ページは公示案、5ページから10ページは許可方針、11ページから14ページは漁業法及び漁業調整規則の抜粋となっています。

それでは、2ページに戻っていただき、稚あゆ機船船びき網漁業の公示案について説明します。

1の(1)で制限措置の内容である「漁業種類」「操業区域」「漁業時期」「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」及び「漁業を営む者の資格」について、5ページから10ページの許可方針に基づき、一覧表で記載しています。

漁業種類は、稚あゆ機船船びき網漁業です。

操業区域及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、8ページから10ページの許可方針に記載しているとおりで、共同漁業権漁場区域内の12地区となっています。

漁業時期は、2月1日から4月30日までです。

漁業を営む者の資格は、県内の漁業協同組合に所属する者、操業区域に漁業権を有する漁業協同組合の同意を得た者と記載しています。

次に、「2 許可又は起業の認可を申請すべき期間」は、当委員会から答申をいただいた日以降、令和8年1月14日までとしています。

なお、許可又は起業の認可の有効期間は、規則第15条第1項第1号で3年と規定されていますが、同条第2項の規定により海区漁業調整委員会の意見を聴いて前項の期間より短い期間を定めができるとなっています。

海産稚アユについては、特別採捕許可により限られた期間に採捕するものであり、許可方針により、2月1日から4月30日と定めら

れていますので、この期間としています。

次に、「3 備考」は、この告示に係る許可又は起業の認可には、別で定めるところにより条件を付けるものとし、6 ページの許可方針第 12 に記載されている「許可等の条件」を付けることとします。

最後に、公示につきましては、県のホームページに掲載します。

以上が知事許可漁業の許可又は起業の認可に係る制限措置等の公示についての説明となります。

ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第 1 号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第 1 号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第 2 号議案「和歌山県資源管理方針の変更について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

議長。

松村議長

どうぞ。

それでは資源管理課から、和歌山県資源管理方針の変更について説明いたします。

資料2の2ページをご覧ください。

まず、和歌山県資源管理方針とは、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の水産資源の管理に関する基本的事項を定めたものです。

また、県方針においては、個別の水産資源ごとの具体的な資源管理の方針について定めており、特定水産資源、いわゆるTAC魚種については別紙1に、TAC魚種以外の水産資源は別紙2又は別紙3において、それぞれ設定しています。

次に、今回の変更内容について、ご説明します。

今回の変更は、別紙1-9に定める「かたくちいわし瀬戸内海系群」の資源管理方針の内容の変更でございます。

変更理由としまして、国の資源管理基本方針で定める本資源の管理年度が、「1月1日から同年12月末日まで」から「4月1日から翌年3月末日まで」に変更されるためであります。これに伴い、県の方針における管理年度に関する部分を変更するというものです。

具体的な変更内容としまして、県方針の別紙1-9の第2(1)③に「漁獲可能期間」の記載がございますが、これを現行の「周年、1月1日から12月31日まで」から「周年、4月1日から翌年3月31日まで」に変更いたします。

なお、今回の管理年度の変更は、瀬戸内海においてカタクチイワシを主に漁獲する他県の船びき網漁業者からの要望によるものであります。現行の1月から12月で設定された管理年度では、次の管理年度に向けたTAC意見交換会などの関係者間の協議を毎年秋頃に行う必要がありますが、これが船びき網漁業の盛漁期と重なり、関係漁業者がTAC意見交換会等に参加できないため、管理年度を3か月間ずらし、関係漁業者が協議の場に参加しやすくなる、ということを目的に管理年度の変更がなされることとなりました。

なお、本資源においては、いずれの府県においても1月から3月の漁獲がほとんどないことから、管理年度の変更による影響は小さいとされています。

次に、3ページは、県方針の新旧対照表となっており、右側が変更前、左側が変更後の記載となります。

新旧対照表につきましては、繰り返しになりますが、別紙1-9の第2(2)③の漁獲可能期間を「周年、1月1日から12月31日まで」から「周年、4月1日から翌年3月31日まで」に変更いたします。

次の4ページから29ページまでは、今回の変更内容を反映しました変更後の資源管理方針の全文であり、今回変更する別紙1－9は18ページ目でございます。また、お時間のあるときにご覧いただければと思います。

以上で和歌山県資源管理方針の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第2号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第2号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第3号議案「かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

議長。

松村議長

どうぞ。

小林主査

それでは資源管理課から、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明さ

せていただきます。

資料3の2ページをご覧ください。

まず、今回、変更の対象となる特定水産資源は「かたくちいわし瀬戸内海系群」でございます。

1の「変更の内容」でございますが、先ほどの和歌山県資源管理方針の変更に関するご説明と重複しますが、本資源の管理年度を「1月1日から同年12月31日まで」から「4月1日から翌年3月31日まで」に変更するというものでして、本県が管理するTACにおいても、変更が必要となります。

それでは、2の「農林水産大臣により変更された本県の漁獲可能量」をご覧ください。

こちらの表は、大臣により変更される前と変更された後の本県漁獲可能量を記載しております。

変更前でございますが、かたくちいわし瀬戸内海系群は、令和7管理年度からステップアップ管理対象資源、ステップ1として管理されており、ステップ1では漁獲可能量の配分は国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定せず、国全体の「漁獲可能量の内数」を設定されるというルールに基づき、令和7管理年度の当初配分は「48,000トンの内数」とされていました。

この令和7管理年度の当初配分が、変更後には令和7管理年度①とされ、これとは別に管理年度を令和7年4月1日から令和8年3月31日までと設定されたものを令和7管理年度②として扱うことし、それぞれについて、TACを設定して管理するというものになります。なお、令和7管理年度②についても本県への配分は「48,000トンの内数」とされています。

今回の変更は複雑で分かりづらいものとなっておりますが、仮に令和7管理年度の期間を単純に3か月後ろにずらすと、令和7年1～3月のTAC管理がなかったことになってしまうということや、令和7管理年度を3か月延長すると、管理年度が1年を超てしまい、「管理年度は1年間とする」という漁業法や基本方針の規定に反してしまうことから、期間の異なる2つの管理年度を設定するという異例の対応がなされることになりました。

次に、3の「知事管理漁獲可能量の変更」をご覧ください。

こちらは、農林水産大臣から本県へ配分された変更後の漁獲可能量を、本県の知事管理区分へどのように配分するか、ということでございますが、これに関しましては、県方針の別紙1で定める各資源の「配分の基準」に即して行うことになります、「かたくちいわし瀬戸内海系群」においては、大臣から配分された漁獲可能量の全量を、「和歌山県かたくちいわし瀬戸内海漁業」という単一の知事管

理区分へ配分するという基準が設けられていますので、知事管理漁獲可能量は、農林水産大臣により変更された本県の漁獲可能量と同様に、令和7管理年度①と令和7管理年度②の期間の異なる2つの管理年度を設定し、それぞれについて48,000トンの内数を設定する案としております。

以上で、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第3号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第3号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

異議ございませんか。

(異議なしの声)

松村議長

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして第4号議案「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について」を上程いたします。

事務局から諮問文の朗読をお願いします。

山田書記

(諮問文の朗読)

松村議長

本件につきましては、知事からの諮問事項ですので、県から説明をお願いします。

小林主査

議長。

松村議長

どうぞ。

それでは資源管理課から、知事管理漁獲可能量の設定について説明させていただきます。

資料4の2ページをご覧ください。

まず、今回、対象となる特定水産資源は、「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群」、「かたくちいわし太平洋系群」の4つの資源でございます。

1に「農林水産大臣から本県に配分された漁獲可能量」を記載していますが、「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群」は「現行水準」とされており、それぞれ目安数量として、さんまが10トン未満、まあじが2,008トン、まいわしが106トンと提示されています。

また、かたくちいわし太平洋系群については、ステップアップ管理対象資源のステップ1であることから「107,000トンの内数」とされており、目安数量はありません。

なお、これらの資源の令和8管理年度は、令和8年1月から令和8年12月までとなっております。

続きまして、2の「各資源の知事管理漁獲可能量の設定」をご覧ください。

まず、(1) 知事管理区分への配分について、ご説明します。

こちらは、農林水産大臣から本県へ配分された各資源の漁獲可能量を、本県の知事管理区分へどのように分配するか、ということをございますが、これに関しましては、和歌山県資源管理方針の別紙1に定めた各資源の「配分の基準」に即して行うことになります。

この配分の基準に従いますと、さんまでは、別紙1—3に基づき、全量を和歌山県さんま漁業区分に配分し、まあじであれば、別紙1—2に基づき、全量を和歌山県まあじ漁業区分に配分するといったように、いずれの資源についても大臣からの配分された漁獲可能量の全量を各資源の単一の管理区分にそのまま配分することになります。

次に、(2) 知事管理漁獲可能量の設定案について、ご説明します。

只今ご説明しました知事管理区分への配分の基準に従いまして、各資源の知事管理漁獲可能量は、「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群」が「現行水準」、「かたくちいわし太平洋系群」が「107,000トンの内数」に設定する案としております。

なお、どの資源も知事管理区分が1つだけありますので、県の留保枠は設定しないことといたします。

また、各資源の管理方法についても、説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

さんま、まあじ、まいわしについては、「現行水準」と設定しますが、「現行水準」の管理方法としましては、「現行の水準以上に漁獲

量を増加させないように管理する」ということになります。

具体的には、資源管理方針で定めた隻数等の漁獲努力量の上限を超えた場合や、漁獲量が目安数量を大幅に超えるような場合は、適宜、県が注意喚起や指導を行うこととしております。

ただし、あくまで、注意喚起や指導であり、採捕停止命令、ひいては罰則の対象になるものではございません。

次に、かたくちいわし太平洋系群につきまして、本資源は令和7管理年度からTAC管理が開始された資源であり、令和8管理年度もステップアップ管理対象資源のステップ1として管理されます。

このステップアップ管理対象資源の管理方法につきましては、〈ステップ1〉と記載した箇所のとおり、漁獲可能量は、国一括の管理とし、各都道府県への具体的な配分は行わず、いずれの都道府県においても、国全体の漁獲可能量の内数として設定されます。

また、漁獲量報告は義務化となりますが、各都道府県の数量配分はありませんので、採捕停止命令は行われません。

なお、ステップ1からステップ2へは1年を目安に移行することが想定されていますが、本資源については、令和7管理年度中に、TAC管理導入に向けた課題の整理が十分になされなかつたことから、令和8管理年度もステップ1が継続されることになっております。

最後に、4ページをご覧ください。

こちらは、直近5管理年度の4資源の本県漁獲可能量と漁獲実績を整理した表であり、参考情報としてお示しております。お時間のある時にご参照いただければと思います。

以上で、「さんま、まあじ、まいわし太平洋系群」及び「かたくちいわし太平洋系群」に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第4号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第4号議案につきましては、諮問内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県

に一任してよろしいでしょうか、併せてお諮りします。
異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第5号議案「中型まき網漁業の許可又は起業の認可の方針の変更について」を上程いたします。

事務局から協議文の朗読をお願いします。

山田書記 (協議文の朗読)

松村議長 本件につきましては、知事からの協議事項ですので、県から説明をお願いします。

原田班長 議長。

松村議長 どうぞ。

原田班長 現在、中型まき網漁業には、15トン以上と15トン未満のそれぞれ1そうまき、2そうまきの漁業種類がございます。

資料5の2ページ目上段に許可方針に定めるそれぞれの操業期間を記載しています。

15トン未満の中型まき網は1そうまき2そうまきともに1月1日から12月31日までが操業期間であるのに対して、15トン以上は2月16日から12月31日と操業期間が短くなっています。

なお、15トン以上の2そうまきについては現在操業の実態はありません。

このうち、紀伊水道沖合を主漁場とする中型まき網には、15トン未満の2そうまきと15トン以上の1そうまきがあります。15トン以上の1そうまきとは実際には19トンの1そうまきとなります。両者の直近の操業状況を比較しますと、15トン以上の1そうまきのほうが使用する漁船のトン数は大きいものの潮流等の影響により出戻りが多いため操業できる日数が少なく、水揚げ量も半分程度という状況です。

直近の操業状況や水揚げ量については3ページ目に参考資料を添付しております。

つきましては、紀伊水道沖合を主漁場とする15トン以上の1そう

まきについて、近年の操業状況から許可方針に規定する操業期間を周年に変更したいと考えております。

なお、今回の方針の変更に対し、資源保護上の措置としては、1月1日から2月15日の期間は主としてさば類及びまいわしを漁獲対象とすることが想定されますが、これらは従来よりTAC対象魚種となっており、国が定める年間の漁獲可能量以上の漁獲はできないこととなっております。

また、漁業調整上につきましては現在周年操業可能な15トン未満のまき網漁業は他の漁業種類や同業種間においても漁場競合等による操業トラブルが認められないことからも支障ないものと判断し、操業期間の変更をしたいと考えております。

さらに、追加する操業期間中の操業区域につきましては、2ページ目のいちばん下段に示しますとおり、現在15トン以上1そうまきの操業実態がある区域内とし、西牟婁郡すさみ町と東牟婁郡串本町との境界線と最大高潮時海岸線が接する点から正西の線より北側の海域とします。なお資料の4ページ目以降が操業期間と区域を修正した方針案の新旧対照表となっております。

説明は以上となります。ご審議をよろしくお願いします。

松村議長

ありがとうございました。

ただいま、第5号議案について、説明がございましたが、ご意見・ご質問等はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、お諮りします。

第5号議案につきましては、協議内容のとおり異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

また、事務手続きを進める上で生じる軽微な修正については、県に一任してよろしいか、併せてお伺いします。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

続きまして、第6号議案「和共第1号共同漁業権漁場区域と小型機船底びき網漁業操業区域が重複している漁場における漁業調整について」を上程いたします。

事務局から資料の説明をお願いします。

山田書記

お手元の資料6をご覧ください。

まず、現在発出中の委員会指示について説明いたします。

1ページ目に和共第1号共同漁業権漁場区域内での底びき網漁業の操業を禁止する旨の委員会指示の本文を記載しております。

本委員会指示は、和共第1号共同漁業権漁場区域と小型機船底びき網漁業の操業区域が一部重複することにより生じた漁業紛争を回避するための指示でございます。

指示の期間は令和7年2月1日から令和8年1月31日までとなつてございます。

また2ページ目には委員会指示に従わない者への対応方針を掲載しております。

松村議長

この委員会指示の発出に際し、委員会から「県を交えて関係漁協が協議し、協定を締結することが適当である」旨の回答をしております。

つきましては、県から現状の説明をお願いします。

島村課長

議長。

松村議長

どうぞ。

島村課長

協定締結に向けた状況でございますが、県が加太漁協及び有田簗島漁協に対し調整を行った結果、本日机の上に配布させていただきました資料の協定書(案)のとおり協定締結の見通しとなりました。

今後としましては、1月中に両漁協間で協定の締結を行いたいと考えておりますが、協定締結に際しましては、県資源管理課長が立会人となるとともに、海区漁業調整委員会長にも立会人となっていただきたいと考えております。

本件につきましては、昨年度から5度にわたる小委員会の開催において解決に向けて議論していただきました。

また、本委員会においては委員会指示を発出していただき、漁業紛争の防止にご尽力いただきましたことにお礼申し上げます。

松村議長

ただいま県から説明がありましたが、両漁協間の協定が締結される見通しであるとのことです。

つきましては、協定が締結されたのちは、期間の満了をもって現在の委員会指示を終了とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

また、協定締結の場合は、私が資源管理課長とともに協定の立会人となって押印することに異議ございませんか。

市川委員

議長。

松村議長

どうぞ。

市川委員

1点お願ひです。

本議題は底びき網漁業にとっても重要な案件であると思います。

本日都合により、底びき網漁業を営んでおられる委員が欠席となっております。今後、議題により関係の深い委員が出席できるような日程調整等をお願いします。

松村議長

はい、それでは改めまして、協定締結の場合は、私が資源管理課長とともに協定の立会人となって押印することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それではそのように決定いたします。

なお、現在の委員会指示の発出後は、和共第1号でのトラブルは発生しておらず、紛争回避に効果があったものと考えます。

もちろん、協定は遵守されることが大前提ですが、ここで考えておかなければならないこととしては、協定は締結したものの委員会指示が終了したのちに協定違反が発生し、再び漁業紛争に発展しかねない状況になった場合です。

県はどのような対応を検討しているか説明願います。

原田班長

議長。

松村議長

どうぞ。

原田班長

議長のおっしゃるとおり、協定が締結されたあとは、協定が遵守され、操業トラブルが起こらない状態が続くことが大前提でございます。

仮に遵守されないことがあれば、両漁協間で協定に沿った措置を

実施するとともに、県としましても、協定を遵守するよう指導するなど最大限努力をして参ります。

しかしながら、万が一所属漁協や県からの指導にもかかわらず協定違反が繰り返し行われるなど、現在の委員会指示が発出される前のように漁業紛争に発展しかねない状況となった場合には、さらに一步踏み込んだ対応を取らざるを得ないと考えています。

そのような状況になってしまった場合、県としましては、底びき網漁業の許可の一斉更新に合わせて、和共第1号共同漁業権漁場区域内の操業を制限する手続きを進めざるを得ないと考えております。

つきましては、万が一の状況を想定し、操業区域を変更するまでの緊急的な紛争回避の措置として現在と同様の委員会指示及び指示に従わない者への対応方針を会長専決により発出できるようにしていただきたいと考えております。

松村議長

ただいま県から説明がありましたが、私としましても協定締結後は、当事者間が協定を遵守し、トラブルなく操業されるべきであると考えます。

しかしながら、協定が締結され、委員会指示が満了したのち、万が一協定違反の発生により、以前のような漁業紛争に発展しかねない状況になった場合には、県が許可の操業区域を変更するまでの緊急的な措置として、会長専決により現在と同様の委員会指示及び指示に従わない者への対応方針を発出することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしとのことですので、そのように決定いたします。

なお、この案件につきましては昨年度から小委員会の開催と本委員会での慎重なご審議に協力いただき誠にありがとうございました。

県におかれましては引き続き安全・安心な操業が継続できますよう調整・指導等をお願いします。

続きまして、第7号議案として、「その他」となっておりますが、報告事項等があれば、お願いします。

山田書記

議長。

松村議長

どうぞ。

山田書記

事務局から報告事項です。前回の委員会のその他の議題で、火光を利用した遊漁の船釣りによる漁業権漁業への影響を調査し、委員会指示による制限を検討していくこととしました。

本日配布しました1枚ものの資料の内容で、火光を利用した遊漁の船釣りに関する実態調査を全組合に向けて開始したところでございます。

引き続き、調査の取りまとめと、委員会指示の発出に向けて作業を進めてまいりたいと考えてございますのでどうぞよろしくお願ひします。

松村議長

ただいまのは、事務局からの報告事項でございます。ほかに、その他の議題で何かありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、本日予定していた議案については全て終了いたしました。これをもちまして第23期第5回の委員会を閉会といたします。

ありがとうございました。

(午後5時00分閉会)